**第10号様式の２**（第10条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

届出者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

法人の場合は、主たる事務所の所

在地、名称及び代表者の職・氏名

地域で不足する医療機能を担うことに係る届出書

診療所の開設に当たり、高知県外来医療計画において外来医師多数区域として設定された保健医療圏において、当該地域で不足する外来医療機能として位置付けられた医療機能を担うことについて、高知県医療法施行細則第３条の２第１項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　診療所の概要

(１)　開設者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称）

(２)　名称

(３)　開設の場所及び電話番号

(４)　開設（予定）年月日

(５)　診療科目

２　地域で不足する医療機能を担うことについて

(１)　不足する医療機能を担うことの別

ア　担います

イ　担いません（担わない理由を記入してください。）

(２)　担おうとする医療機能

ア　初期救急医療（在宅当番医、休日夜間急患センター又は平日夜間小児急患センターへの参加）

イ　在宅医療（訪問診療、往診等）

ウ　公衆衛生

(ア)　産業医

(イ)　学校医

(ウ)　予防接種

注　１　２の(１)欄及び(２)欄は、該当するものを〇で囲んでください。

２　不足する機能を担わない場合は、協議の場（地域医療構想調整会議）において協議を行います。なお不足する機能を担わない場合及び協議の場（地域医療構想調整会議）での協議の結果によって診療所の開設が妨げられるものではありません。

３　この届出書は、診療所病床設置許可申請書（別記第６号様式）、診療所病床設置届出書（別記第８号様式）又は診療所開設届出書（別記第９号様式）を提出する際に併せて提出してください。